

# 防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付要綱

平成13年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、野島の教育条件の特性を生かし、特色ある教育活動を推進するため防府市立小・中学校通学区域に関する規則第4条の規定により許可した防府市立野島小・中学校に通学する児童・生徒（以下「許可通学者」という。）の渡船に係る通学費について、防府市がその一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象者は、許可通学者の保護者とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付申請書（第1号様式）に有限会社野島海運が発行する定期券購入証明書または領収書を添付のうえ市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助を決定し、防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付額及び対象期間)

第6条 市長は前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、最も経済的な経路及び方法により算定した運賃の50%以内とする。

3 補助対象期間としては、4～8月、9～12月、1～3月の年3回とする。

(交付の取り消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の全部

又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (3) 定期券の有効期限内に購入費の払戻しを受けたとき  
(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式) (第3条関係)

防府市立野島小・中学校児童・生徒通学費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所  
氏 名

下記のとおり 年度における防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金の交付を受けたいので、防府市立野島小・中学校の児童・生徒補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 該当児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_
- 3 添付書類

有限会社野島海運が発行する定期券購入証明書または領収書  
乗船券の領収書

防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付決定通知書

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった、 年度防府市立野島  
小・中学校の児童・生徒通学費について、下記のとおり交付することに決定し  
たので、防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付要綱第4条の  
規定により通知します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

(第3号様式) (第5条関係)

防府市立野島小・中学校児童・生徒通学費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

補助決定者 住 所  
氏 名

年 月 日付け指令防教学第 号で交付決定のあった、  
年度防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費について、下記のとおり  
交付されるよう、防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付要綱  
第5条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円